

# 屋外における措置命令

## 【屋外における火災の予防または消防活動の障害除去のための措置命令等(法3)】

消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)、消防署長その他の消防吏員は、屋外において火災の予防に危険であると認める行為者または火災の予防に危険であると認める物件もしくは消火避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者もしくは占有者で権原を有する者に対して、次に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### ・命令権者

消防長・消防署長・その他の消防吏員・消防本部を置かない市町村長

### ・受命者

屋外において火災の予防に危険であると認める行為者

屋外において火災の予防に危険であると認める物件の所有者・管理者・占有者で権原を有する者

屋外において消火・避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者・管理者・占有者で権原を有する者

### ・命令内容

- 一 ①火遊び②喫煙③たき火④火を使用する設備・器具の使用  
⑤火災の発生の恐れのある設備・器具の使用⑥その他これらに類する行為の禁止・停止・制限・これらの行為を行う場合の消火準備
- 二 ①残火②取灰③火粉の始末
- 三 ①危険物②放置、みだりに存置された燃焼の恐れのある物件の除去その他の処理
- 四 三以外の①放置され、みだりに存置された物件の整理または除去

※物件の所有者・管理者・占有者で権原を有するものを確知することができないため、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないとき

### ・命令権者

消防長・消防署長・消防本部を置かない市町村長

### ・執行者

消防職員・消防本部を置かない消防団員。

### ・執行内容

所有者・管理者・占有者の負担で、三・四に掲げる措置をとらせることができる。

物件を除去させたときは、消防長・消防署長は当該物件を保管しなければならない(14日間)。

※①措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき

②履行しても十分でないとき

③措置の履行について期限が付されており、履行しても期限までに完了する見込みがないとき  
行政代執行法の定めるところに従い、消防職員または第三者にその措置をとらせることができる。

### ・命令権者

消防長・消防署長